

アーツカレッジヨコハマ学則

第1章 総則

(目的)

第1条 学校教育法及び私立学校法の規定に基づき、情報処理及び情報ビジネスに関する専門技術及び知識を習得させ、外国人に対しては、日本語教育及び日本文化教育を行い、職業もしくは実際生活に必要な能力の育成と教養の向上をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、アーツカレッジヨコハマと称する。英語表記は、Arts College Yokohamaと称する。

(位置)

第3条 本校は、横浜市西区浅間町二丁目105番地8に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限等)

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼 夜 の 別	修 業 年 限	学 級 数	入 学 定 員	収 容 定 員 4月生	始業及び終業時刻 (授業日・曜日)
工 業 専門課程	ゲームクリエイター学科	昼	3年	3	35	105	9時15分から16時35分 まで(月曜日～金曜日)
	デザイン学科	昼	3年	3	35	105	
	ITエンジニア学科	昼	3年	3	25	75	
	実践研究学科	昼	1年	1	15	15	
商業実務 専門課程	国際情報ビジネス学科	昼	2年	8	80	160	9時00分から13時05分 まで(月曜日～金曜日)
文化・ 教養 専門課程	日本語学科	昼	2年	4	40	80	午前クラス 8時50分から12時30分 まで(月曜日～金曜日)
							午後クラス 13時15分から16時55分 まで(月曜日～金曜日)

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、学年を分けて学科別に次の学期とする。

(1) ゲームクリエイター学科、デザイン学科、ITエンジニア学科、実践研究学科及び国際情報ビジネス学科については、次の2学期とする。

① 第1学期 4月1日 から 9月30日まで

② 第2学期 10月1日 から 翌年3月31日

(2) 日本語学科については、次の4学期とする。

① 第1学期 4月1日 から 6月第4週まで

② 第2学期 7月第1週から10月第1週まで

③ 第3学期 10月第2週から12月第3週まで

④ 第4学期 12月第4週から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 全学科共通休業日

① 土曜日、日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 開校記念日 6月2日

④ その他校長が必要と認めた日

(2) 学科別休業日

学科	夏季休業日	冬季休業日	春季休業日
ゲームクリエイター学科	8月第2週から 8月第5週まで	12月第4週から 翌年1月第1週まで	3月第3週から 3月31日まで
デザイン学科			
ITエンジニア学科			
実践研究学科			
国際情報ビジネス学科	7月第5週から 8月第3週まで		
日本語学科	7月第4週から 8月第2週まで		

2 前項にかかわらず、教育上必要と認めた場合は、休業日に授業及び行事を行うことがある。

3 非常時その他やむを得ない事情があるとき、若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

- 2 前項の別表に定める授業時数の1単位時間は45分とする。ただし、日本語学科のみ1単位時間は50分とする。
- 3 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は15時間をもって1単位とする。

(専修学校等における授業科目の履修)

- 第8条 校長は、教育上有益と認めるときは、本校の定めるところにより、生徒が行う専修学校の専門課程または大学若しくは短期大学（科目等履修生を含む）における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、本校の定めるところにより、生徒が本校入学前に行った専修学校の専門課程または大学若しくは短期大学（科目等履修生を含む）における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
 - 3 第1項及び第2項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、本校専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第1項ならびに第2項により本校専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて本校専門課程の卒業に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で認定することができる。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

課程種別	工業専門課程	商業実務専門課程	文化・教養課程	計
校長				1名
教員	8名以上	5名以上	4名以上	17名以上
助手				若干名
事務職員				若干名

- 2 本校の日本語学科は、日本語教育機関告示基準に基づき、次の教職員を置く。
 - (1) 校長 1名
 - (2) 主任教員 1名
 - (3) 教員 4名以上
 - (4) 生活指導担当者 2名以上（専任教員と兼任することができる）
 - (5) 事務職員 1名以上（うち専任1人以上）
- 3 教職員数は、定員数に応じて専修学校設置基準及び日本語教育機関告示基準に基づき校長が定める。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、編入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、実践研究学科入学資格は、修業年数が2年以上の専修学校の専門課程を修了した者又は短期大学若しくは大学を卒業した者に準ずる学力があると認めたとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (5) 修業年数が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたとする者

2 留学生の入学資格は、次の条件にいずれも該当するものとする。

- (1) 年齢が満18歳以上で、12年以上の学校教育又はそれに準じる課程を修了している者。
- (2) 日本語能力試験に合格又は同等の日本語力を有する者。
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (4) 滞在中の学費、生活費の支弁を、本人又は経費支弁者が行える者。

(入学許可)

第11条 本校に入学を希望する者には、次の各号による選考を行い校長がこれを許可する。

- (1) 書類選考
- (2) 面接
- (3) その他必要と認められる者については、学力検査並びに適性検査を行う。

(出願手続)

第12条 本校に入学を希望する者は、別に定める書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、許可のあった日から指定の期間内に入学金等を納入し、所定の手続きをしなければならない。

2 本学への入学は、年1回とし、その時期は、4月とする。日本語学科においては、日本語能力に応じて10月入学を認める。

3 国外からの入学を許可された者の手続きは、次のとおりとする。

(1) 所定の手続きにより入学を許可され、かつ出入国在留管理庁より留学による入国を許可された者は、必要な書類を提出し、指定期日までに第26条に定める費用を納付することにより、学則に定める学期の開始日より本学の学生となる。

(2) 本学の学生となる者は、特段の事情がない限り指定された期日に来日して、本学の定めるスケジュールにしたがい学習を行うものとする。

(入学取消)

第 14 条 前条に定める手続きが、所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第 15 条 専修学校の専門課程または大学若しくは短期大学を卒業または退学した者で、本校への編入学を希望する者が有るときは、第 11 条の規定による選考を行い、校長がこれを許可する。

2 前項の規定により、編入学を許可された者の在学期間の通算および既修得単位数の取り扱いは、第 8 条の規定により校長が認定する。

3 当校が定めた入学資格を有する者で、本学への編入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可する場合がある。本学における修学年数は修学年限の残存期間とする。

4 この規定に定めるものの他、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 16 条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を記入し、校長の許可を受けなければならない。なお、退学となった場合、本校の学則及びその施行のために定められた規則に基づく権利の一切を失い、速やかに学生証及び貸与品を本校に返還しなければならない。

2 生徒納付金等未納の場合は退学を認めない。

(休学)

第 17 条 生徒が病気又は家庭の事情等、止むを得ない事由により、休学を希望する場合は、所定の休学願いにその事由を明記し、校長の許可を受けなければならない。また、病気等の場合は医師の診断書等を添えなければならない。休学期間は、原則として校長が許可した日から 1 年とする。

2 生徒納付金等未納の場合は休学を認めない。

3 休学中の施設維持費、実習費、授業料は免除とする。

(復学)

第 18 条 前条の規定により、休学の許可を受けた生徒が復学を希望する場合は、休学終了日の 1 ヶ月前までに所定の復学願により願い出て、校長の許可を受けなければならない。なお、病気等で休学していた場合は、登校可能を証する医師の診断書の提出を求めるときがある。

(卒業、退学を伴わない除籍)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。なお除籍となった場合は、本校の学則及びその施行のために定められた規則に基づく権利の一切を失うことであり、速やかに学生証及び貸与品を本校に返還しなければならない。

(1) 指定された期間内に生徒納付金等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 17 条に規定する休学期間を超えて復学せず、督促してもなお連絡のない者

(3) 3 ヶ月以上にわたり連絡のない者

(4) 死亡した者

2 生徒納付金等未納のまま除籍となった場合、納入されるまで一切の証明書の発行をおこなわない。

(出席停止)

第 20 条 生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(出席を要しない日)

第 21 条 生徒の親族の死亡により忌引休みをするときは、所定の書類をもって願い出なければならない。

(住所変更)

第 22 条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更で異動があるときは、速やかに届け出なければならない。

(卒業)

第 23 条 各学年の教育課程の修了は、期末試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行う。生徒が所定の全教育課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

2 前項において、卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める、工業専門課程ゲームクリエイター学科、デザイン学科、IT エンジニア学科及び商業実務専門課程国際情報ビジネス学科を修了した者については、工業専門課程専門士及び商業実務専門課程専門士と称することができる。

第 5 章 賞罰

(ほう賞)

第 24 条 成績優秀にして、他の模範となる者は、これをほう賞することがある。

(懲戒)

第 25 条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 前項の懲戒退学は、次の各号に該当する生徒に対してのみ行うものとする。なお、懲戒退学となった場合、一切の証明書等の発行を行わない。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第6章 生徒納付金

(生徒納付金等)

第26条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

学 科	納付区分 入学 検定料	入学金	授業料	施設維持費	実習費	教材費
ゲームクリエイター学科 (3年制)	15,000円	200,000円	1年次 600,000円 2年次 600,000円 3年次 600,000円	1年次 180,000円 2年次 240,000円 3年次 240,000円	1年次 280,000円 2年次 310,000円 3年次 310,000円	なし
デザイン学科 (3年制)	15,000円	200,000円	1年次 600,000円 2年次 600,000円 3年次 600,000円	1年次 180,000円 2年次 240,000円 3年次 240,000円	1年次 280,000円 2年次 310,000円 3年次 310,000円	なし
ITエンジニア学科 (3年制)	15,000円	200,000円	1年次 600,000円 2年次 600,000円 3年次 600,000円	1年次 180,000円 2年次 240,000円 3年次 240,000円	1年次 280,000円 2年次 310,000円 3年次 310,000円	なし
実践研究学科 (1年制)	15,000円	100,000円	1年次 265,000円	1年次 90,000円	1年次 140,000円	なし
国際情報ビジネス 学科 (2年制)	15,000円	200,000円	1年次 420,000円 2年次 420,000円	1年次 70,000円 2年次 70,000円	1年次 70,000円 2年次 170,000円	なし
日本語学科 (2年制)	20,000円	100,000円	1年次 530,000円 2年次 530,000円	1年次 60,000円 2年次 60,000円	なし	1年次 60,000円 2年次 60,000円

2 1年次の納付金については、入学金、施設維持費、実習費、教材費、授業料（日本語学科のみ）を入学手続き時に、授業料（日本語学科以外の学科）は別に定める日までに、それぞれ納入する。

- 3 2年次以降の納付金については、施設維持費、実習費、教材費並びに授業料をそれぞれ別に定める日までに納入する。
- 4 振込にかかる費用は納付者が負担する。
- 5 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。但し、入学を取りやめた者については、支払った費用から選考料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金する。

第7章 科目等履修生制度

(科目等履修生等)

- 第27条 校長は、本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。
- 2 前項については、留学生は該当しない。
 - 3 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第8章 健康診断

(健康診断)

- 第28条 校長は、学生に対し、1年に1回以上の定期健康診断を実施する。

第9章 雑則

- 附則 1 この学則は、昭和58年4月1日から実施する。
- 2 この学則の実施に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
- 附則 改正後の第25条の規定は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附則 改正後の第6条、第7条、第9条、別表及び第26条の規定は、昭和60年4月1日から適用する。
- 附則 改正後の第25条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 附則 改正後の第4条及び第24条の規定は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、昭和62年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、昭和63年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、平成元年4月1日から適用する。ただし、平成元年3月31日までに、入学を決定した者については、第23条第1項の入学金は、従前の額とする。
- 附則 この学則は、平成2年4月1日から適用する。
- 附則 改正後の第5条及び第6条の規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成3年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、平成4年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、平成5年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、平成6年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、平成6年9月1日から改正する。
- 附則 この学則は、平成7年4月1日から適用する。

附則 改正後の第 20 条第 2 項の規定は、平成 9 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附則 改正後の第 20 条第 2 項の規定は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。但し、改正後の第 25 条の規定は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附則 改正後の第 21 条第 2 項の規定は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

附則 改正後の第 21 条第 2 項の規定は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附則 改正後の第 4 条及び第 24 条の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する

附則 改正後の第 24 条第 2 項および第 3 項（生徒納付金等納入方法）の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 改正後の第 4 条 第 7 条 第 21 条 第 24 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。但し、ネットワークシステム科（2 年制）の募集は平成 15 年度より停止し、ネットワークシステム科（3 年制）の募集は平成 15 年度より開始する。

附則 改正後の第 1 条 第 4 条 第 24 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。但し施設維持費、実習費の変更については平成 18 年度の入学者から適用する。

附則 改正後の第 21 条第 2 号の規定は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則 改正後の第 21 条第 2 号の規定は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 改正後の第 21 条第 2 項の規定は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。但し第 22 条第 2 項の規定は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。但し第 22 条第 2 項の規定は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。但し第 23 条第 2 項の規定は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。但し第 26 条の規定は、令和 2 年度入学者から適用する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。なお、第6章第26条の生徒納付金等は令和5年4月以前に入学した学生については入学年度の募集要項に記載の通りの金額とする。

附則 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和8年4月1日から施行する。